

余熱利用の基本方針（素案）への意見募集の結果について

平成 27 年（2015 年）12 月 10 日～平成 28 年（2016 年）1 月 12 日に実施した意見公募手続きの結果は下記のとおりです。

1. 集計結果

（1）提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数(人)	意見件数(件)
1	郵便	0	0
2	ファクシミリ	0	0
3	電子メール	1	6
4	所管課への直接提出	0	0
5	その他	0	0
	合 計	1	6

（本基本方針(素案)に関する意見でないもの（1 件）は除く）

（2）市民等の区分別人数

	市民等	提出人数(人)	意見件数(件)
ア	豊中市又は伊丹市（以下「組合市」という。）の区域内に住所を有する者	1	6
イ	組合市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	0	0
ウ	組合市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者	0	0
エ	組合市の区域内に存する学校に在学する者	0	0
オ	組合市の市税の納税義務者	0	0
カ	アからオまでに掲げるもののほか、意見公募手続きにかかる事案に利害関係を有する者	0	0
	その他	0	0
	合 計	1	6

2. 提出意見の概要とクリーンランドの考え方

	該当ページ	提出意見の概要	クリーンランドの考え方
1	p39 15行目	<p>「余熱の全てを電気に変換」することは、熱力学の第二法則からも不可能です。P2にも記載されているように、新発電施設でも余熱の熱量の20%超しか電気に変換できないのではないですか。</p> <p>正確を欠く表現により、市民に誤解を与える（変な期待を与える）ようなことは謹んでください。</p>	<p>本素案において「余熱の全てを電気に変換」という文言は「ごみの焼却により発生した余熱を発電以外の用途に利用しない」という意味で使用していますが、ご指摘の通り誤解を招く恐れがありますので、今後表現を改めさせていただきます。</p>
2	P39 19行目	<p>クリーンスポーツランドは解体・撤去とされていますが、この基本方針のなかに、ランニングコストについての記載はあるものの、当初の建設コストの記載がありません。</p> <p>当初の建設費および解体・撤去費の概算を示してください。</p> <p>建設時の世間の風潮に流され、また当時の厚生省の補助金に惑わされたのかもしれませんが、市民の貴重な税金が無駄になったことについて、どのような反省がなされ、市民に対してどのように詫言られるのでしょうか。</p>	<p>クリーンスポーツランドの当初建設費は38億6153万円です。また、建屋の解体・撤去費はおよそ2億円と見込んでおります。</p> <p>クリーンスポーツランドの運営は、当初から歳出超過の状況でしたが、平成10年の開設以来、約190万人に上る施設利用客や、クリーンランドまでのバス路線が開設されるなど、「両市市民の健康増進」「地域の環境改善・活性化」という所期の目的の達成に向けて、その役割を果たしてきたと考えております。</p>
3	添付資料	<p>「森の中の再生工場」を基本理念とされていますが、「再生」とは何の再生でしょうか。資源の再生なのか、エネルギーの再生なのか、温室効果ガスの再生なのか、ご説明ください。</p>	<p>「森の中の再生工場」とは、新しいごみ処理施設整備にあたって掲げております ①環境配慮型適正処理・再生工場 ②市民との協働による3R実践の場 ③緑に囲まれた魅力ある都市空間 という3つの方向性を象徴するコンセプトであり、循環型社会形成に寄与する中間処理施設として、廃棄物からの資源の再生並びにエネルギーの再生が大切な役割であると考えております。</p>
4	添付資料	<p>基本方針3に「環境改善」とありますが、改善すべき環境の要素は何で、現状がどのように悪くて、それをどのレベルまで改善しようとするのか、具体的にご説明ください。</p>	<p>これまで、周辺住民の皆様へのクリーンランド事業の説明会や会議の場を定期的に設け、環境改善に関するご意見を頂いて参りましたが、その内容は大気や土壌、排水に関する不安や、収集車両の走行・ごみの落下、道路の状況など多岐に渡っております。</p> <p>クリーンランドは、今後も本施設周辺の地域の皆様を始め両市市民に対して、積極的な情報提供を行なうとともに、課題を抽出し、それらの改善に向け、努力を続けて参りたいと考えております。</p>

5	添付資料	<p>基本方針に「地域の賑わいや安らぎの創出」、「エネルギー供給や新たに健康増進などに資するサービス」と示されていますが、新たな赤字を生み出すような箱物を想定しているのですか。箱物でなければ、どのような方法でもって、この方針を具体化しようとしているのですか。</p> <p>今世紀末までに気温の上昇を1.5℃までに抑えるには、温室効果ガスの排出削減だけでなく、温室効果ガスの吸収も重要になります。税金を投入して集客の見込みのないような施設を作るよりも、CO2を吸収する森林を作るほうがずっとパリ協定に適っていると思います。</p>	<p>今回の余熱利用の基本方針に基づく事業を検討するにあたっては、新たな余熱利用施設の建設は想定しておりません。</p> <p>平成28年度以降、現在のごみ焼却施設を解体の後、その跡地について両市市民が集い、憩える場となるよう緑地等の整備を計画して参りたいと考えております。</p>
6	P39 12行目及び 添付資料	<p>上欄5, 6とも関係しますが、基本方針3はどのような理由でもって妥当と判断されたのですか。説明を求めます。</p> <p>また、他の事業と一体とされていますが、一体とする他の事業とは何ですか。</p>	<p>これまでクリーンランドにおいては、施設全体の更新と跡地整備に向け、平成14年度に「豊中市伊丹市クリーンランドごみ処理施設整備基本構想」を策定し、その基本理念を「森の中の再生工場」と定め、平成21年度（2009年度）から大規模な施設整備に着手しております。跡地整備については、平成20年（2008年）9月設置の新ごみ焼却施設整備基本計画検討委員会によって決定された基本方針において、市民が憩える緑地公園として活用するイメージが示されております。基本方針3については、このようなクリーンランドの将来像を踏まえた内容であることから妥当であると判断いたしました。</p> <p>また、「他の事業」とは、クリーンランドにおける一般廃棄物の処理事業及びこれに付随して推進しております環境学習事業等をさし、これらとの整合性も図りながら実施に移す必要があると考えております。</p>